



監査結果報告書

宝 監 第 8 8 号
令和3年(2021年)12月22日

宝塚市長 山 崎 晴 恵 様

宝塚市監査委員 徳 田 逸 男
同 小 川 克 弘
同 梶 川 みさお

令和3年度定期監査（健康福祉部）の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定に基づき行いました標記の監査結果を、同条第9項の規定に基づき、次のとおり報告します。

第1 監査等の種類

定期監査（財務監査）

第2 監査等の対象

原則として、令和3年4月から令和3年9月までの健康福祉部における財務に関する事務の執行及び財産管理

第3 監査等の概要

宝塚市監査基準に基づき、事務文書一覧表、事務分掌等一覧表、委託契約及び賃貸借契約締結状況一覧表等のあらかじめ提出された各課所管の伝票・書類等について、監査の対象に係る行政リスクを考慮しながら、抽出により監査を実施しました。

なお、監査は広く行政監査的な視点にも留意して、実施しました。

第4 監査等の日程

事務局監査 令和3年10月 1日から令和3年11月30日まで

本 監 査 令和3年11月29日、30日

第5 監査等の結果

今回の監査の結果、財務に関する事務の執行及び財産管理については、おおむね良好であると認められました。

なお、第6で述べる指摘・意見については、速やかに適切な措置を講じてください。

第6 指摘・意見

【指摘事項】

《高齢福祉課》

1 ファミリーサポートセンター事業に係る委託契約の手続について

本市では、ファミリーサポートセンター事業の実施に当たり、ファミリーサポートセンター事業運営委託を特名随意契約として一般財団法人宝塚市保健福祉サービス公社（以下「公社」という。）と締結しています。

この委託契約の契約書、特名随意契約の理由書等契約締結に係る一連の書類を確認したところ、契約の締結準備の決裁に「本契約は、特名随意契約であり契約相手方が確定している。予算設計時に見積を徴収し、予算査定後に内容、契約金額について協議済みであるため、契約締結報告の決裁は省略する。」との記載をすることで、予定価格調書の作成や、契約締結時に必要である公社からの見積書の徴取をしていませんでした。

宝塚市契約規則（以下「契約規則」という。）第7条第1項において「市長は、一般競争入札に付そうとする案件の価格を、当該案件に関する仕様書、設計書等によって予定するものとする。」とあります。そして、これらの規定は契約規則第23条により随意契約の場合に準用され、「契約事務マニュアル（委託・賃借編）」においても、所管課権限の範囲を超える特名随意契約は予定価格調書を作成することが明記されています。

また、随意契約の締結時における見積書の徴取に関しては、契約規則第20条第1項で、「契約の目的、契約の内容その他必要な事項を示して2者以上の者から見積書を徴するものとする。ただし、契約の目的若しくは性質その他特別な事情により契約の相手方が特定されるとき又は災害の発生等により緊急を要するときはこの限りでない。」とされていますので、特名随意契約においても相手方から見積書を徴取する必要があります。

所管課において契約締結に際して予定価格調書の作成及び見積書の徴取を行わず、契約相手方との協議によって契約金額を決定したことは、契約規則の規定から逸脱しているだけでなく、市民からも疑念を持たれる手続になっていると言わざるを得ません。また、予算要求資料として公社から提出された見積書どおりの金額で契約している現状では、公社の見積内容が市の仕様書の内容を充足し適切なものとなっているのか、かつ、その金額が妥当なのかが検討されないまま契約締結を行っている状態であると言えます。

次年度以降の委託契約締結の手続においては、契約規則に則った処理を行うこととし、契約締結時には契約金額の事前協議を行うことなく見積書を徴取するとともに、市が積

算し適正に定めた予定価格の範囲内であることを確認するなど、適正な契約事務を行ってください。

なお、このことについては平成29年12月18日付け健康福祉部の定期監査結果報告書において指摘していることと同様の実態が繰り返されており、同部の中でこれまでの指摘が共有されていなかったことは非常に残念です。今後このようなことが再度発生しないよう部をあげて点検してください。

《介護保険課》

1 介護保険料に係る減免制度について

介護保険料の減免申請に関しては、宝塚市介護保険条例（以下「条例」という。）第13条第2項に「保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限の日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の2月前の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証する書類を添付して、市長に提出しなければならない。」と規定されています。

しかしながら、所管課における減免制度の取扱いを確認したところ、年度末までに申請したものについては申請期限を過ぎていても受理していました。このことについて所管課に確認したところ、特別徴収分については「当該年度の保険料決定通知書が届いた時点で特別徴収の第3期までの減免申請期限が過ぎている。また、保険料通知前に減免申請されたとしても、世帯の前年収入等が確定する前では審査することができないなどの理由により、申請期限後であっても減免申請を受理している。」旨の説明を受けました。また、普通徴収については、保険料決定通知以降に納期限が設定されていることから減免申請期限前までに手続をすることは可能ですが、「普通徴収の被保険者にあつては、特別徴収と普通徴収との納付方法を被保険者の意思で選択できるものではなく、家族で特別徴収と普通徴収の被保険者が混在した場合に、減免申請期限の基準が異なることによる混乱を生じさせないよう特別徴収と同様に納期限を過ぎていても受理している。」旨の説明を受けました。

減免申請の受理期間のうち特別徴収分の申請期限については、全6期のうち3期までが被保険者の保険料の決定をする以前に設定されているなど、条例に定められたとおりの減免申請が現実には困難となっています。そういったことから、実情に応じた柔軟な対応が求められていることは一定理解できますが、条例の規定とは違った運用を続けてきたことは問題があります。条例の定める内容と実際の運用に乖離が生じないよう早急

に見直しを行ってください。

【意見】

《地域福祉課》

1 民生委員・児童委員活動費補助金について

本市における民生委員・児童委員の定数は313人（うち区域担当が294人、主任児童委員が19人）ですが、令和3年11月1日時点で25人の欠員となっています。欠員の解消に向けた取組について所管課に確認したところ、「欠員解消対策委員会を定期的開催し、欠員区域の課題の共有や地域に配布する候補者向けのチラシ作成を行うとともに、兵庫県市町村職員年金者連盟宝塚支部や欠員区域の自治会長あてに委員推薦の協力依頼を行っている。」旨の説明を受けました。本市に限らず全国的にも、民生委員・児童委員の高齢化、活動の負担増、担い手不足等の課題により欠員状態が恒常化していますが、引き続き欠員解消に向けて取り組むよう努めてください。

一方で、本市は、民生委員・児童委員の活動を促進し、地域福祉の推進を図ることを目的として、民生委員・児童委員の活動に係る費用弁償や資質向上のための研修及び社会調査等に要する経費として民生委員・児童委員活動費補助金を交付しています。民生委員・児童委員1人当たりでは年間105,210円が交付されていますが、そのうち宝塚市地区民生児童委員協議会費、宝塚市民生委員・児童委員連合会費、兵庫県民生委員児童委員連合会費として合計59,010円が引き去りされていました。それぞれの会には全員が加入しており、会費の使途は研修費、会議費、協議会等の活動費等ですが、中には必ずしも全員が参加していない宿泊を伴う研修費や慶弔費にも充てられていました。民生委員・児童委員の活動における知識や技術を向上させるための研修実施は必要であることは理解できますが、民生委員・児童委員各個人の意向も丁寧に確認しながら、このことが民生委員・児童委員の選任の支障とならないよう適切な会費の使途や金額について協議、検討してください。

《健康推進課》

1 健康たからづか21（第2次後期計画）について

本市では、国の「健康日本21」の地方計画である「健康たからづか21」を策定し、健康寿命の延伸と壮年期死亡の減少を図るとともに、生活の質の向上を目指した健康づくり施策を推進しています。平成31年3月には、社会情勢の変化や新たな健康課題を踏まえ「健康たからづか21（第2次後期計画）」を策定しており、令和元年度から令

和5年度までを計画期間としています。

今回、当該計画の分野別・ライフステージ別取組における一部指標について令和元年度及び令和2年度の実績値を確認したところ、次表のとおりとなっていました。

乳幼児健康診査の受診率

	項目番号	重点項目	目標項目	令和元年度 実績値	令和2年度 実績値	令和5年度 目標値	
次世代	5		乳幼児健康診査受診率の維持・向上	4か月児健診	98.1%	96.7%	維持(98.8%)
	6			10か月児健診	96.4%	92.4%	98%
	7			1歳6か月児健診	97.5%	94.5%	維持(98.0%)
	⑧	○		3歳児健診	95.8%	91.8%	95%

特定健康診査受診率及び特定保健指導利用率

	項目番号	重点項目	目標項目	令和元年度 実績値	令和2年度 実績値	令和5年度 目標値
成人期・ 高齢期	⑪	○	特定健康診査受診率の向上	37.3%	35.1%	60%
	⑫		特定保健指導利用率の向上	10.2%	20.4%(暫定値)	60%

むし歯のない幼児の割合

	項目番号	重点項目	目標項目	令和元年度 実績値	令和2年度 実績値	令和5年度 目標値	
次世代	①	○	むし歯のない幼児の割合の増加	3歳児健診	90.8%	88.6%	90%

歯周病検診受診率

	項目番号	重点項目	目標項目	令和元年度 実績値	令和2年度 実績値	令和5年度 目標値
成人期・ 高齢期	1		歯周病検診受診率の増加	8.9%	8.1%	11%

※目標項目及び目標値が国と同じものには、項目番号に○をつけています。

各指標の実績値は、現在のところ全て目標値に達していません。また、特定健康診査受診率及び特定保健指導利用率については、実績値と目標値とに大きな乖離が見られます。一部の目標項目において国が定めた目標値であることや、コロナ禍の影響により受診控えがあったことは一定理解できますが、市が計画策定し目標値として設定している以上は、目標達成に向け計画的かつ具体的な取組をしていく必要があると考えます。このことについて、所管課から「特定健康診査受診については、令和2年度から業務委託による受診勧奨を行うとともに、令和3年度からは健康チャレンジ宝塚 2021 として受診におけるインセンティブとなる取組を開始している。また、特定保健指導について、令和2年度から利用勧奨の実施を業務委託していることに加え、令和3年度からはICT特定保健指導を開始しており、利用者のニーズに合わせた指導方法のメニューを増やしている。」旨の説明を受けました。

コロナ禍で市民の意識と行動は変容しており、特定健康診査受診等において、アフターコロナにあっても以前の数値に自然回復していくかどうかは不透明です。前計画である「健康たからづか21(第2次)」における分野別項目の目標達成割合が23.4%であったこと、国民健康保険事業における保険者努力支援制度に係る令和3年度評価実績が県下41市町のうち本市が最下位となっていることから、令和5年度の目標値達成に

向けて、コロナ禍の状況を踏まえながら、これまでの手法にこだわることなく効果的な取組を進めてください。

《^{がい}障害福祉課》

1 宝塚市^{がい}障害者自立生活支援事業委託について

宝塚市^{がい}障害者自立生活支援事業委託では、宝塚市^{がい}障害者自立生活支援事業実施要綱に基づき、市の地域活動支援センター補助金（以下「地活補助金」という。）の対象とはならない地域活動支援センター事業を主たる業務として、契約金額 1,732 万円で委託しています。当該委託事業における地域活動支援センターは、地活補助金を受けている事業所とは異なり、一人暮らし支援、趣味活動、健康増進プログラム、社会参加・就労支援プログラム、社会人マナープログラム等、様々なメニューの中から興味のあることに参加できるといった特色があります。さらに、^{がい}障害者が毎月の通所回数を気にすることなく、気軽に参加できる貴重な居場所となっています。

また、本市の障害福祉サービスの方向性を明らかにするため、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とする「宝塚市障害福祉計画（第6期計画）」（以下「障害福祉計画」という。）が策定され、地域活動支援センター事業も障害福祉計画に位置付けられています。しかしながら、障害福祉計画における地域活動支援センター事業の実施見込箇所数は地活補助金を受けている事業所のみで算出されており、当該委託事業を実施する事業所は含まれていませんでした。このことについて所管課に確認したところ、「県の地域活動支援センター基礎的事業及び障害者小規模通所援護事業補助金の補助要件を満たしていないためである。」旨の説明を受けましたが、市の施策として多額の費用をかけて委託している事業でありながら、障害福祉計画に位置付けられていないことに疑問を感じざるを得ません。市民への説明責任を果たすためにも、市の^{がい}障害福祉施策における位置付けを明確にするよう検討してください。

2 福祉タクシー料金等の助成制度について

重度の^{がい}障害者に対するタクシー料金の助成制度として、宝塚市福祉タクシー料金助成事業実施要綱（以下「福祉タクシー料金助成要綱」という。）及び宝塚市リフト付タクシー料金助成事業実施要綱（以下「リフト付タクシー料金助成要綱」という。）が定められています。

福祉タクシー料金助成要綱では、電車、バス等の交通機関を利用することが困難な重

度の障害者（所得制限有り）に、基本料金相当額の利用券を年間 48 枚（障害の内容により年間 96 枚）交付しています。また、リフト付タクシー料金助成要綱では、普通タクシーに乗車することが困難な重度の障害者（福祉タクシー料金助成要綱の対象者のうち、移動手段として常時車椅子を使用又は寝たきり状態にある者。所得制限無し）が、リフト付タクシーを利用する場合に、1 乗車につき 680 円の利用券を必要に応じて交付しています。

福祉タクシー料金助成要綱及びリフト付タクシー料金助成要綱において、利用券の併用については、何ら明記されていませんが、運用上利用券の併用を認めています。このことについて所管課に確認したところ、「リフト付タクシーは電話等で予約・配車依頼するため、迎車料金が発生することが多い。リフト付タクシー料金助成要綱では「1 乗車につき 680 円」と明記しているが、実質的には迎車料金の助成であり、福祉タクシー料金助成は実車運賃の助成であることから、重複した制度利用ではなく、助成対象のすみ分けとして、利用券の併用を可としている。」旨の説明を受けました。

しかしながら、これは現時点では所管課内部の考え方に過ぎず、この運用について要綱等でルール化されているものではありません。また、福祉タクシーの利用券は年間 48 枚等の交付上限に対し、リフト付タクシーの利用券は交付上限がないことから、リフト付タクシーの利用に際し、迎車料金は助成されても、実車運賃は助成されない機会が発生すること、福祉タクシー料金助成要綱の対象者には所得制限があることに対し、リフト付タクシー料金助成要綱の対象者には所得制限がないことなど、実車運賃及び迎車料金という助成対象のすみ分けとみなすには一部整合性に欠ける部分があると考えます。

要綱で明記している内容及び運用上の実態に差異があることについては、重度の障害者に対するタクシー料金の助成制度における今後の在り方も考慮した上で、一体的な見直しを検討してください。

《生活援護課》

1 遺留金品の処分について

身寄りのない生活保護受給者の遺留金品については、そのほとんどが警察及び入院先の病院から保護の実施機関である地方自治体に引き継がれています。これらの財産の管理及び処分については生活保護法第 76 条及び生活保護法施行規則（以下「施行規則」という。）第 22 条の規定により行うものとされており、葬祭扶助費により葬儀が行われた場合には遺留金品をもってこの費用に充当することとされています。また、葬祭扶助費に充当してもなお残余の遺留金品が生じる場合には、これまで相続財産管理制度に

より相続財産の管理・清算を行うものとされていましたが、この制度による財産の管理・処分では相続財産管理人の選任要件を満たさない場合や、残余の遺留金品が少額であるため相続財産管理人を選任して財産処分を行うことが不可能である場合など様々な要因により、適切な管理・処分が行われなまま長期間地方自治体にて保管することとなり、全国的な問題となっていました。このような問題を解決するため、施行規則が改正され、令和2年12月からは相続財産管理人の選任によりがたい場合には弁済供託制度を活用することができることとなっています。現在本市において保管している遺留金品は5人分の現金85万円、物品は18人分の印鑑・通帳・キャッシュカードであり、通帳残高の合計は413万円となっている旨の説明を受けました。これらの遺留金品は長期間保管されており、現金等の保管リスクの観点からも今後は、取扱いマニュアルを整備し、的確な残余財産の把握に努めるとともに相続財産管理制度による財産処分が行えないと判断される場合には、弁済供託制度を活用するなど、速やかな保管財産の処分に努めてください。

《せいかつ支援課》

1 生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業について

本市では、貧困の連鎖の防止を目的に生活困窮世帯の子どもと保護者の双方に対して生活習慣の習得支援や学習支援、保護者への学習の重要性についての理解の促進等、必要な支援を行うことにより生活困窮世帯の生活の向上を図るため、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業として、小学校高学年から高校生を対象に通塾型と家庭訪問型による学習支援を行っています。

本事業では、宝塚市生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業業務委託が、特名随意契約により締結されています。

特名随意契約の理由を確認したところ、「契約相手方は従来より小学生を対象に学習サポート事業を行っており、本事業の実施により中学生まで継続した学習支援及び学習の場の提供が可能となる。また、対人関係が苦手であったり、遠方に住んでいる等の理由で参加が困難な場合には、家庭訪問による支援を実施している。さらに、学習に際し配慮を要する児童・生徒に対しても、当法人の障害福祉施設運営における経験を生かしたきめ細かい対応ができるなど参加希望者のニーズに応じており、これらの結果として高校進学率は100%を維持している。」となっています。

しかしながら、実際には、契約相手方が従来から行っているのは安倉地区の小学生に限定した学習サポート事業であり、全市域の小学生から高校生までを対象とする本事業

とは業務内容が異なっていることや、契約相手方が障害福祉施設を運営していることが当該事業に直接関係するとも考えにくいと思われます。

また、「高校進学率は100%を維持している。」との記載についても「経年で参加者の推移を見た場合、中学2年生で参加した全ての人が中学3年生でも参加し続け、その後、高校に進学しているわけではない。」旨の説明を受けました。高校への進学者数も平成30年度2人、令和元年度1人、令和2年度2人であり、このような進学実績から考えると特名随意契約の理由としては適切ではないと考えます。

なお、子ども未来部においても、契約相手方は異なりますが、中学2年生及び中学3年生を対象として、本委託契約と同様の趣旨でひとり親家庭生活学習支援事業（たからっ子みらい塾）が実施されています。現状、両事業間で重複利用がないよう調整されているとのことですが、それぞれの事業の契約相手方が異なることで、両事業の利用者への支援方法、学習効果等における差異や委託内容における学習支援に携わる支援員等の資格要件の違いなどが生じないように、また、両事業を統合することで、より効果的で費用の抑制にもつながる事業運営ができないか検討してください。